

令和2年神審第38号

裁 決

モーターボートA運航阻害事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野浩出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所  
令和元年6月23日16時20分  
京都府神崎海水浴場北方沖合
- 2 船舶の要目  
船種 船名 モーターボートA  
登録長 7.07メートル  
機関の種類 電気点火機関  
出力 220キロワット
- 3 事実の経過

Aは、2機2軸を有する最大搭載人員12人のFRP製モーターボートで、船体中央部に設けたキャビンの前部右舷側に舵輪、その右舷側に揚錨機操作スイッチ、右舷側壁際に機関遠隔操縦装置がそれぞれ備えられ、a受審人が1人で乗り組み、親族等3人を乗せ、釣りの目的で、船首尾1.0メートルの等喫水をもって、令和元年6月23日09時00分京都府舞鶴港第3区のマリーナを発し、同港北北東方沖合約5海里の釣り場に向かった。

a受審人は、09時30分釣り場に到着して釣りを行った後、15時00分神崎海水浴場北方沖合の釣り場に移動し、錨泊して釣りを再開したものの、折からの北北東風により走錨したので風上に移動し、15時50分少し前京都府舞鶴市所在の四等三角点神崎（以下「神崎三角点」という。）から355.5度（真方位、以下同じ。）1,340メートルの地点で、底質が砂の水深3.5メートルの海底に重さ20キログラムの四爪錨を投げ、同錨に接続した直径12ミリメートル長さ250メートルの合成繊維製錨索を100メートル伸出して船首部の揚錨機に巻いたまま係止し、船首を029度に向け、機関を停止して錨泊を開始した。

a受審人は、同乗者と共に船尾甲板で釣りを行っていたところ、再び北北東風により走錨して南方に圧流され、船尾方の神崎海水浴場北方沖合に設置された離岸堤に接近したので移動することとし、キャビンに戻って舵輪後方の操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、16時20分少し前神崎三角点から350.5度1,180メートルの地点で、機関を起動して前進にかけ、揚錨機操作スイッチを操作して揚錨を開始した。

揚錨を開始したとき、a受審人は、過大な前進行きあしになると、錨索が船尾方に流れて推進器翼に絡まるおそれがあったが、離岸堤に

かなり接近したので早く移動しようと思い、機関を断続的に使用するなど、絡索防止の措置を適切に行わなかった。

こうして、a受審人は、機関を前進にかけたまま揚錨作業を続け、過大な前進行きあしにより錨索が船尾方に流れ、16時20分神崎三角点から351度1,200メートルの地点において、Aは、船首が029度を向き、2.6ノットの対地速力で、錨索が右舷推進器翼、続いて左舷推進器翼に絡まった。

当時、天候は晴れで風力4の北北東風が吹き、潮候は上げ潮の末期であった。

その結果、航行不能となり、南方に圧流されて離岸堤の消波ブロックに打ち寄せられ、船底部外板に破口等を生じて沈没し、後に廃船処理された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件運航阻害は、神崎海水浴場北方沖合において、機関を前進にかけて揚錨する際、絡索防止の措置が不適切で、過大な前進行きあしにより錨索が船尾方に流れて推進器翼に絡んだことによって発生したものである。

a受審人は、神崎海水浴場北方沖合において、機関を前進にかけて揚錨する場合、過大な前進行きあしにより錨索が船尾方に流れて推進器翼に絡まることのないよう、機関を断続的に使用するなど、絡索防止の措置を適切に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、船尾方の離岸堤にかなり接近したので早く移動しようと思い、絡索防止の措置を適切に行わなかった職務上の過失により、過大な前進行きあしにより錨索が船尾方に流れて推進器翼に絡んで航行不能となる事態を招き、その後離岸堤の消波ブロックに打ち寄せられて船体に損傷を生じさせ、廃船させ

るに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 3 年 5 月 2 6 日

神戸地方海難審判所

審判官 門 戸 俊 明